

登録の要件

日本米粉協会に登録申請する場合には、次の5つの要件を満たしていることが必要です。

(1) 製造者、製造加工地

日本国内で製造・加工したものであること。

(2) 原材料

原材料となる米粉は、全て「米粉製品のノングルテン (Non-Gluten) 認証要領」に基づきノングルテン米粉製品の第三者認証を取得した米粉、又はノングルテン米粉の製造工程管理の日本農林規格(JAS0014)の認証を取得した工場日本で日本農林規格に基づいて製造された米粉を使用するとともに、ノングルテン米粉を主たる原料(無水物換算 51%以上)として使用し、食品表示法上の小麦に係る特定原材料表示が不要な加工品であって、大麦・ライ麦・オーツ麦を原料として使用していないものであること。

(3) 食品表示法に基づく対応

加工品のサンプルを検査機関に送って分析検査し、食品表示法に基づく、小麦に係るアレルギー表示を必要としないことを確認した加工品であること。

(4) 商品形態

食品表示法に基づく表示を行い、最終の出荷形態と消費者の入手形態が同一のものであること。

(5) HACCP対応

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行い製造された加工品であること。